

中教審 - 国の「教育長任命」と、教委の「私学“指導”」を
否定。教委への「是正の“指示”」は賛否両論を併記！
安倍首相 - 国の「“指示”は緊急時に限定」と裁定！
学校教育法に、義務教育年限“9年”、大学の“社会貢献”など規定。
教員免許更新制の導入、不適切教員への厳格化なども提言。

旺文社 教育情報センター 19年3月13日

中央教育審議会(以下、中教審)は3月10日、安倍首相が今国会に提出予定の教育関連3法案(学校教育法、教員職員免許法等、地方教育行政法)について、『教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について』と題する答申を伊吹文科相に提出した。

答申は、18年12月に施行された改正教育基本法を踏まえ、教育関連法案のそれぞれ教育制度の改正について提言している。

国の関与などが焦点となっていた教育委員会制度について、都道府県の教育長を国が任命したり、教育委員会が私立学校を指導したりすることは、適当でないとしている。また、国の教育委員会への「是正の指示」については、賛否両論を併記した異例の答申となった。

答申の報告を受けた安倍首相は12日、いじめによる生命・身体の保護など、緊急の場限り、国が教育委員会に「是正の指示」ができる規定を設ける方針を決めた。

答申の要旨

1

教育基本法の改正を踏まえた新しい時代の学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策等(「学校教育法」の改正)

- 義務教育の目標に関する規定を新設：
規範意識 / 生命及び自然を尊重する精神 / 我が国と郷土を愛する態度 / 家族や家庭の役割 / 生活に必要な基礎的な理解と技能 / 国語の正しい理解と使用する基礎的な能力 / 数量的な関係の理解と処理する基礎的な能力 / 自然現象の科学的な観察と処理する基礎的な能力 / など、態度や能力を養うといった趣旨を盛り込む。
- 義務教育の年限：
現行制度どおり、“9年”と規定すること。(教育基本法から削除)
- 学校種の規定順：
「幼稚園」を学校種の最初に規定すること。幼稚園が実施する「預かり保育」は適正に位置付けること。
- 大学の目的に「社会貢献」を付加：
教育研究活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するといった趣旨を加えること(短大、大学院にも適用)。(教育基本法に「大学」条項新設)

- 大学等の「履修証明制度」創設：
当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を修了した者に対し、「履修証明書」を交付できるといった趣旨を規定すること(高等専門学校、専門学校についても同様)。
- 副校長、主幹等、新職制の設置：
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、副校長、主幹及び指導教諭を置くことができることとし、それぞれの職務として、次のような趣旨を規定すること。
 - ・副校長：校長を補佐し、校務を整理するとともに、校長から任された校務について自らの権限で処理すること。
 - ・主幹：校長、副校長及び教頭を補佐するとともに、校長から任された校務について、校長等が判断・処理できるよう、とりまとめ整理すること。
 - ・指導教諭：他の教諭等に対して、教育指導に対する指導・助言を行うとともに、児童生徒等の教育を担当すること。
- 学校の評価：
学校は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより、その教育水準の向上に努めなければならないといった趣旨を規定すること(大学、高等専門学校は除く。両者には既に「自己点検・評価」が義務付けられている)。
- 大学等における情報の公開：
大学及び高等専門学校は、教育研究活動等の状況に関して、情報を公表するものとするといった趣旨を規定すること。
- * 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、及び高等専門学校における、それぞれの目的及び目標に関する規定については割愛する。

2

質の高い優れた教員を確保するための教員免許更新制の導入及び指導が不適切な教員の人事管理の厳格化(「教育職員免許法」等の改正)

(1) 教員免許更新制の導入(「教育職員免許法」改正)

- 教員免許状の有効期間：
普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定めること。
- 有効期間の更新：
免許状の有効期間は、その満了の際、現職教員等(教員や教員となる見込みがある者など)からの申出により更新することができること。
免許管理者は、
 - ・免許状更新講習(30時間程度)を修了した者又は
 - ・勤務実績その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして認められた者

については、免許状の有効期間を更新すること。

災害その他止むを得ない事由があると認められる場合には、有効期限を延長できること。

○ 現に免許状を有する者の扱い：

現に免許状を有している現職教員等については、10年ごとに免許状更新講習と同様の講習を修了したことの確認を受けなければならないこと。

講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失うこと。

(2) 指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（「教育公務員特例法」改正）

○ 指導が不適切な教員の認定及び研修の実施等：

任命権者は、教育や医学の専門家や保護者などの第三者からなる審査会の意見を聴いて、「指導が不適切な教員」の認定を行うこと。

任命権者は、指導が不適切と認定した教員に対し、研修を実施しなければならないこと。

指導が不適切であると認定された者の研修期間中の免許状の取扱いについて必要な措置を講ずること（「教育職員免許法」改正）。

○ 研修終了時の認定及び措置：

任命権者は、研修終了時に審査会の意見を聴いて、指導の改善の状況について認定を行うこと。

任命権者は、研修終了時の認定において、指導が不適切であると認定した者に対して、免職その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い（「教育職員免許法」改正）：

教員が、勤務実績が良くない場合やその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとし、分限免職処分を受けたときは、その免許状は効力を失うこと。

3

責任ある教育行政の実現のための教育委員会等の改革
（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正）

(1) 教育委員会の責任体制の明確化：

地方教育行政は、教育の機会均等と教育水準の維持向上、地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担・協力の下、公正・適正に行わなくてはならないことを明確化すること。

地域の基本的な教育方針・計画の策定や教育委員会規則の制定・改廃など、合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事項を明確化すること。

教育委員会は、第三者の知見を活用しつつ、教育長に委任した事務も含め、教育委員会の事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、議会に報告するものとする。

(2) 教育委員会の体制の充実：

市町村は、教育委員会の共同設置、広域連合、事務組合などにより、広域で教育行政

事務を処理する体制の整備・確立に努めるものとする。

市町村教育委員会は、指導主事の設置に努めるものとする。

教育委員会の責務・果たすべき役割を明確にするるとともに、文部科学大臣・教育委員会は、教育委員に対する研修の実施に努めるものとする。

(3) 教育における地方分権の推進：

教育委員の数については、5人を原則としつつ、都道府県・市の教育委員会は6人以上、町村の教育委員会は3人以上とすることができるものとする。また、保護者が必ず含まれるものとする。

教育委員会の所掌事務のうち、文化(文化財保護を除く)、スポーツ(学校の体育を除く)に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする。

県費負担教職員の人事に関し、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の意向をできるだけ尊重するとともに、同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて行うものとする。

(4) 教育における国の責任の果たし方：

改正教育基本法の趣旨を踏まえ、地方公共団体の教育に関する事務が法令に明確に違反している場合や著しく不適正な場合には、国の法律上の責任を果たすことができるよう、以下を踏まえ、適切な仕組みを構築していくこと。

★ 国の「是正指示」への賛否両論 ★

<賛成論>

- * 文部科学大臣は、地方公共団体の教育に関する事務に法令違反がある場合には、地方自治法第245条の5で規定する是正の要求を適切に行うことは当然である。
しかし、児童生徒の生命や身体の保護のため緊急の必要がある場合や、憲法に規定された教育を受ける権利が侵害され、教育を受けさせる義務が果たされていない場合など極めて限定された場合には、地方自治法の「是正の要求」に加え、国がこれらの事態に適切に対応できるよう、地方公共団体に対し何らかの措置(指示等)を行えるようにする必要があるとする意見が多数出された。
- * ただし、国がこのような措置を行うようになった際には、専門家などで構成される調査委員会等の報告を参考に対応すべきとの意見、文部科学大臣による是正の要求に対し、地方公共団体がどのような対応を行ったかを当該地方公共団体の議会や文部科学大臣に報告させてはどうかという意見なども出された。

<反対論>

* これに対し、国が指示できるような制度を新たに設けることは、地方分権の流れに逆行するとの意見や、是正の要求を行った事例が無いのに、より強力な関与を設ける必要性は無いなどの強い反対意見も出された。

○ 教育長の任命：

教育長について、事前に国が任命に関与する仕組み、例えば「任命承認制度」については、賛成意見がほとんどなく、当審議会として、これを採らないことが適当であると考える。

* 教育委員会と教育長の職務の適切な執行を担保するためには、何よりもまず、それぞれのレベルにおいて、首長や議会がその責任を果たしていく必要があるとの意見や、国が教育委員会に指示等を行った場合に、その任命に関与した首長や議会にその旨を伝え、地方自治の本来の機能に期待すべきであるという意見が多くあった。

また、大学の評価機関を参考にして、国における第三者機関が、学校や教育委員会の活動の評価を行い、その結果などを踏まえ、教育長や教育委員に対する研修や情報の提供の充実を図るという事後評価による対応を図ってはどうかという意見も出された。

(5) 私立学校に関する地方教育行政：

私立学校も、公教育の一翼を担うものであり、主権者たる国民の代表からなる国会が定めた法律を遵守することは当然であり、また、特に普通教育の法定された最低限の基準を担保するため、以下を踏まえ、適切な措置を講ずること。

* 都道府県知事の下に、指導主事のような学校教育に関する専門的識見を有する者を配置するなど、その体制を充実していくことが必要であるとの意見が出された。

また、必要に応じて、都道府県知事が、学校教育に関する専門的事項について、教育委員会に対し、助言、援助を求め得るようにすべきとの意見が出された。なお、都道府県知事が助言、援助を求める場合には、私立学校との協議を経て行うようにすべきとの意見も出された。

都道府県知事の求めに応じて、教育委員会が助言、援助を超えて指導を行うことについては、私立学校の建学の精神や独自性・自主性を尊重する観点から、反対する意見が多く、当審議会としては、教育委員会が指導を行うことを可能とすることは採らないことが適当であると考える。

私立学校に関する地方教育行政の在り方については、今回の答申に基づく措置の状況などを踏まえつつ、今後更に検討を行っていくことが必要である。

背 景

<背景、経緯>

今回の審議の事柄については、中教審で既に答申が出されていたり、現行の学習指導要

領に盛り込まれていたりしているものもあり、学校教育法や教員免許法の改正に関する議論については、比較的まとまりやすかった。

しかし、地方教育行政法の改正を巡る議論は、中教審委員のそれぞれの立場などから様々な意見が出され、まとめ作業は最後まで難航した。

教育委員会制度の見直しについては、17年10月の中教審答申『新しい時代の義務教育を創造する』でも提言されているが、今回改めて取り上げられた背景には、昨秋、大きな社会問題となったいじめや未履修問題の対応で、教育委員会や学校に対する不信の高まりがある。教育行政における国と地方、教育委員会と学校とのそれぞれ“権限と責任”の所在、公教育の在り方などの議論が政府の教育再生会議をはじめ、マスコミや国民の間でも盛んにたたかわされた。

12年4月に施行された地方分権一括法の改正で、国の教育委員会に対する直接的な関与が弱まり、教育行政の責任の所在が曖昧模糊の状態となっていた。文科省としては、最終的な“責任”だけをとらされるのではなく、“権限”を取り戻し、教育行政における国の“権限と責任”の所在を法的にハッキリと裏付けたい狙いがあったとみられる。

文科省(中教審の事務局)側は当初、改正教育基本法に教育の機会均等と教育水準の維持向上に係る国の責務が明記されたことを踏まえ、法律の適正な実施を国の責任において担保できる仕組みを構築すべきだとし、教育委員会に対する国の「是正の勧告・指示」、都道府県の「教育長任命」に対する一定の関与、私立学校に対する教育委員会の「指導・助言・援助」などの素案を提示し、国の教育委員会への関与を強化する方向で議論された。

しかし、議論の過程で、教育長の任命権や私立学校に対する扱いについては、文科省の素案に同調する委員が少なく、結局、国の教育長任命に関する一定の関与や私学に対する教育委員会の指導は適当でないとされた。

他方、国の教育委員会に対する「是正の指示」については、全国知事会・全国市長会・全国都道府県議会議長会など、地方六団体や同団体の委員などの強い反対意見から、先に紹介したような賛否両論を併記する形となった。答申を受けた伊吹文科相は10日、「中教審で出た賛成、反対双方の意見を安倍首相に報告し、最終的な判断を仰ぐ」とした。

<首相裁定>

安倍首相は12日、焦点となっていた国の教育委員会への関与について、「児童生徒の生命・身体の保護のため、緊急の場合」に限り、法的拘束力を伴う国の「是正の“指示”」を法案に盛り込むよう指示した。いじめや自殺防止、災害での安全確保などが対象となるようだ。また、必修科目の未履修問題など、「憲法上、“教育を受ける権利”が侵害され、“教育を受けさせる義務”が果たされていない場合」には、教育委員会が内容を示した上で国が「是正の“要求”」を行うといった、教育委員会の裁量も認める規定を新設するという。

首相裁定でひとまず決着したことから、3月中に法案をまとめ、今国会に提出する構えだ。